

中部地方整備局管内の渇水対策に対する本部長指示

(平成29年7月31日 第1回渇水対策本部)

今後少雨傾向が続き、渇水が深刻化した場合に備え、関係部及び各河川事務所等においては、

- (1) 引き続き、河川環境の調査・監視に万全を期すとともに、水源施設の貯水状況について、より一層注視すること。
- (2) 渇水の状況、今後の見通し等についての広報に努めること。
- (3) 自治体や関係機関と、より一層の連携を図り、適切かつ迅速な対応がとられるよう万全を期すること。
- (4) 各水系毎に、最悪の事態を想定し、市民生活、社会経済活動への影響を最小限とするため、対応しうるあらゆる手段を検討しておくこと。

以上